

南部町介護予防訪問介護相当サービス事業実施要綱

平成29年3月28日

健福要綱第 20 号

（目的）

第1条 南部町介護予防訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）に対して、食事・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助サービスを提供することにより、要介護状態となることの防止、要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令の例による。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、要支援認定者及び事業対象者（以下これらを「対象者」という。）とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その他置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき判断した結果、以下のような訪問介護員による介護予防訪問介護相当サービスの提供が必要と認められた者とする。

2 事業対象者とは65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、運動機能、栄養状態、認知機能などの生活機能の低下が認められた者とする。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) サービス提供の準備及び実施記録に関すること

- ア 健康チェック
- イ 環境整備（換気、室温、日当たりの調整等）
- ウ 相談援助、情報収集
- エ サービス提供後の記録等

(2) 身体介護に関すること

- ア 排泄介助（トイレ利用、おむつ交換）
- イ 食事介助
- ウ 特段の専門的配慮をもって行う調理

- エ 清拭
- オ 部分浴（手浴、足浴、洗髪）及び全身浴
- カ 洗面
- キ 身体整容
- ク 更衣介助
- ケ 体位変換
- コ 移乗・移動
- サ 起床・就寝介助
- シ 服薬介助
- ス 自立生活支援のための見守りの援助

(3) 生活援助に関すること

- ア 対象者の生活範囲内の清掃・整理整頓（居室内、トイレ、卓上の清掃等）
- イ ゴミ出し
- ウ 洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロンがけ等）
- エ ベッドメイク（シーツ交換、布団カバーの交換等）
- オ 衣類の整理（夏・冬服の入れ替え等）
- カ 被服の修繕（ボタン付け、破れの補修等）
- キ 一般的な調理・配下膳
- ク 日常品の買物
- ケ 薬の受け取り
- コ その他町長が認めるもの

（事業の実施）

第5条 介護予防訪問介護相当サービスは、法第115条の45の5第1項の指定（以下、この指定を受けた事業者を「事業者」という。）により実施する。

（介護予防訪問介護相当サービスの利用の手続）

第6条 対象者が介護予防訪問介護相当サービスを利用しようとするとき（介護予防サービスと併せて利用するときを除く。）は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書に介護保険被保険者証を添付して、町長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、対象者に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業又は介護予防サービス計画を行う地域包括支援センターの職員が行うことができる。

（第1号事業支給費の支給）

第7条 町長は、対象者が事業者から介護予防訪問介護相当サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対し、第1号事業支給費（以下「サービス支給費」という。）を支給する。

2 サービス支給費の額は、次条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とす

る。

- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、対象者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用の合計額、対象者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）、その他の医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）で定める額の合計額及び対象者が第1号事業に要した費用の合計額を勘案して特に必要があると認める場合においては、前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。
- 4 対象者であって、令第29条の2第1項の規定により算定した合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）が、令第29条の2第2項に規定する額（以下この項において「基準額」という。）以上である者に係るサービス支給費については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。ただし、当該対象者が、介護予防訪問介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該対象者に係る合計所得金額は、基準額を下回ったものとみなす。
- 5 対象者であって、令第29条の2第1項の規定により算定した合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）が、令第29条の2第5項に規定する額（以下この項において「基準額」という。）以上である者に係るサービス支給費については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、前項中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。ただし、当該対象者が、介護予防訪問介護相当サービスを受けた日に令第29条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該対象者に係る合計所得金額は、基準額を下回ったものとみなす。
- 6 対象者が事業者からサービスの提供を受けたときは、町長は、当該対象者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、サービス支給費として当該者に対し支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、当該事業者に支払うものとする。
- 7 前項の規定による支払があったときは、対象者に対してサービス支給費の支給があったものとみなす。
- 8 サービス支給費の請求に対する審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき青森県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

（第1号事業費用基準額）

第8条 介護予防訪問介護相当サービスに係る費用の額は、次の各号に定めるものを除き、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（令和8年厚生労働省告示第87号）の例により算定した費用の額とする。なお、算定に当たっては、介護保険法施行規則第140条

の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第86号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和8年3月13日老認発0313第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとする。

(1) 訪問型サービスⅠ（週に1回程度）

事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき11,760円（1,176単位）

(2) 訪問型サービスⅡ（週に2回程度）

事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき23,490円（2,349単位）

(3) 訪問型サービスⅢ（週に2回を超える程度）

事業対象者・要支援2 1月につき37,270円（3,727単位）

(4) 訪問型サービスⅠ日割（週に1回程度）

事業対象者・要支援1・要支援2 1日につき390円（39単位）

(5) 訪問型サービスⅡ日割（週に2回程度）

事業対象者・要支援1・要支援2 1日につき770円（77単位）

(6) 訪問型サービスⅢ日割（週に2回を超える程度）

事業対象者・要支援2 1日につき1,230円（123単位）

(7) 初回加算 1月につき2,000円（200単位）

(8) 生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき1,000円（100単位）

生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき2,000円（200単位）

(9) 口腔連携強化加算 1月につき500円（50単位）

(10) 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1月につき所定単位数の270/1000

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 1月につき所定単位数の287/1000

介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1月につき所定単位数の249/1000

介護職員等処遇改善加算Ⅱロ 1月につき所定単位数の266/1000

介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1月につき所定単位数の207/1000

介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1月につき所定単位数の170/1000

注1 高齢者虐待防止措置未実施減算 (1)から(6)までの単位数の1/100

注2 事業継続計画未策定減算 (1)から(6)までの単位数の1/100

注3 同一建物減算

① 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

(1)から(6)までの単位数の10/100

② 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合

(1)から(6)までの単位数の15/100

③ 同一の建物等に居住する利用者の割合が90/100以上の場合

(1)から(6)までの単位数の12/100

注4 特別地域加算 (1)から(6)までの単位数の15/100

注5 中山間地域等にける小規模事業所加算 (1)から(6)までの単位数の10/100

注6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (1)から(6)までの単位数の5/100

注7 (1)から(9)は、支給限度額管理の対象となる算定項目

(支給限度額)

第9条 事業対象者に係るサービス支給費の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。ただし、介護予防ケアマネジメントにより当該支給限度額を超えたサービスの提供が必要とされた者に係るサービス支給費の支給限度額については、要支援2と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度額とする。

(住所地特例適用被保険者に係る負担金)

第10条 南部町の住所地特例施設に居住する住所地特例適用被保険者に対しては、施設所在地である南部町がサービス提供等を行うこととする。

2 当該住所地特例適用被保険者に係る費用に関する保険者市町村から南部町への負担金は、令第37条の16に定めるところにより、サービス支給費及び第1号介護予防支援事業に係る費用として省令で定める額とする。

3 サービス支給費については、住所地特例施設所在地である南部町がサービス支給費を支給した上で保険者市町村が毎月精算する。ただし、保険者市町村が住所地特例施設所在地である南部町の代わりにサービス支給費を支給することにより精算を行うことができることとする。これにより、青森県国民健康保険団体連合会から保険者市町村へ直接サービス支給費を請求し、保険者市町村が支払うことによりサービス支給費の精算は完了する。

(秘密保持等)

第11条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通知、令和8年4月1日最終改正）を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 事業者が業務上知り得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ利用者又はその代理人の同意を得なければならない。

3 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込むものとする。

（苦情処理）

第12条 事業者は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して、南部町が行う調査に協力するとともに、南部町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、南部町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を南部町に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、南部町介護保険事業者における事故発生時の取扱要領（平成30年5月1日健福要領第4号）により必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

2 事業者は、業務時間内における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入するものとする。

（利用者の責務）

第14条 対象者は、あらかじめ決定された利用日に利用できないときは、速やかに事業者に連絡しなければならない。

（関係機関との連携）

第15条 町長、地域包括支援センター及び事業者は、相互に連携し、事業の効果的な実施を図るものとする。また、必要に応じて、かかりつけ医及びその他関係機関と連携を図るものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の供与）

第16条 事業者は、当該事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

(1) 廃止・休止する年月日

(2) 廃止・休止する理由

(3) 現にサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止の場合にあっては、休止予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1か月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後にお

いても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、地域包括支援センターや他の事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他の事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、介護予防訪問介護相当サービスの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月9日健福要綱第14号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日健福要綱第25号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月21日福介要綱第22号)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日福介要綱第5号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南部町介護予防訪問介護相当サービス実施要綱第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる介護予防訪問介護相当サービスについて適用し、この要綱の施行日の日前行われた介護予防訪問介護相当サービスについては、なお従前の例による。

附 則 (令和6年5月31日福介要綱第25号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南部町介護予防訪問介護相当サービス実施要綱第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる介護予防訪問介護相当サービスについて適用し、この要綱の施行日の日前行われた介護予防訪問介護相当サービスについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月28日福介要綱第14号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南部町介護予防訪問介護相当サービス実施要綱第8条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる介護予防訪問介護相当サービスについて適用し、この要綱の施行日の日前行われた介護予防訪問介護相当サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和８年５月26日福介要綱第18号）

- 1 この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南部町介護予防訪問介護相当サービス事業実施要綱第８条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる介護予防訪問介護相当サービスについて適用し、同日前に行われた介護予防訪問介護相当サービスについては、なお従前の例による。

南部町介護予防訪問介護相当サービスに係る仕様書

本仕様書は、南部町介護予防通所介護相当サービス実施要綱第17条に基づき、事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

（訪問介護員等の人員基準）

介護予防訪問介護相当サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる旧介護予防訪問介護の基準と同様の人員を配置しなければならない。

	配置要件	必要な資格
管理者	常勤・専従 1 以上（※ 1） ※管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問介護事業所の他の職務又は他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。	特になし
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に 1 人以上（※ 2）	・ 介護福祉士 ・ 実務者研修等修了者
訪問介護員等	常勤換算 2.5 以上	・ 介護福祉士 ・ 初任者研修等修了者

※ 1 支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能

※ 2 一部非常勤職員も可能（常勤換算法によることができる。）

利用者数は前三月の平均値とする。ただし、新規指定を受ける場合は、推定数による。

（介護予防訪問介護計画の作成）

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、次の内容等を記載した介護予防訪問介護計画を作成しなければならない。

- ・ 計画の目標

利用者の状況を把握・分析して、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や目標を明確にすること。

- ・ 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

担当訪問介護職員の氏名、サービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。

計画の作成に当たっては、下記①～④に留意する必要がある。なお、計画の変更についても、同様に①～④を実施すること。

① 介護予防訪問介護計画は、ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。

② サービス提供責任者は、計画の作成に当たり、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

③ サービス提供責任者は、計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付しなければならない。

- ④ サービス提供責任者は、計画の作成後、当該計画の実施状況及び把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。

（留意事項）

- ・ 新たに事業の対象となる者については、自らの能力を最大限活用しつつ、住民主体による多様なサービスの利用を促すこと。
- ・ 一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の支援に移行していくことを検討すること。